

平成27年度 第2回甲賀市公共下水道事業審議会 会議録

1. 開催日時 平成28年2月10日(水) 午後2時から午後4時まで

2. 開催場所 甲賀市役所甲南庁舎1階 第1会議室

3. 議 題 ・協議

- ①地方公営企業法の適用について
- ②平成27年度甲賀市下水道事業会計決算見込について
- ③平成28年度甲賀市下水道事業会計予算案について
- ④汚水処理施設整備構想について

4. 公開又は非公開の別 公開

5. 出席者

委員 村山孝男委員、福西義幸委員、森村秀紀委員、木村万百合委員、
前田敦子委員、東川弘美委員、大林鉄男委員、荒川靖子委員、
木村茂良委員、山川芳範委員、松下富男委員、奥田永子委員、
黒田須賀子委員 以上13名

事務局 上下水道部 川嶋部長、中島次長
下水道課 細井課長、岡崎課長補佐
上下水道総務課 伊藤課長、掛田課長補佐、福田係長

6. 傍聴者数 0人

7. 会議資料 資料1 地方公営企業法の適用について
資料2 平成27年度甲賀市下水道事業会計決算見込の概要
資料3 平成28年度甲賀市下水道事業会計予算(案)の概要
資料4 汚水処理施設整備構想の見直しについて(概要)

8. 議事の概要

○出席委員数の報告

森村委員の就任報告。

出席委員は13名で、委員の過半数の出席であることから、甲賀市公共下水道事業審議会規則第4条第2項の規定により、会議が成立していることを事務局から報告。

○協議

事務局 ①地方公営企業法の適用について

資料 1 に基づき説明

- 委員 地方公営企業法の適用は会計だけか。
- 事務局 会計方式だけではなく、地方公営企業法の全部を適用し、水道事業と同様、会計処理も全て上下水道部で行う。職員の身分は一般職員ではあるが、企業職員となる。
- 委員 会計システムの切り替えに向けては円滑に動いているか。
- 事務局 実際の収入支出は4月からだが、企業会計方式による予算の調整についても、先に企業会計で同じシステムを使っている上水道経営係にアドバイスを受けながら進めており、現在のところ、4月から問題なく動けると考えている。
- 委員 上下水道の職員が地方公営企業法に基づく職員になるが、同じ公営企業の職員になるのか、全く分けているのか。
- 事務局 上水道と同様、下水道も公営企業となるが、それぞれの企業会計で分けている。会計統合ではないことから、それぞれの職員として経理をしていく。
- 委員 資産について、数字上の平成27年度末の償却済額が出てくるが、内部留保はどうなっているのか。
- 事務局 普通会計では減価償却という考えがないため、平成28年度から始まる時点での、みなし償却として償却済額を出している。そのため、平成27までの減価償却部分についての内部留保資金はない。

事務局 ②平成27年度甲賀市下水道事業会計決算見込について 資料 2 に基づき説明

- 委員 受益者分担金と、受益者負担金の収納率の差があるのはなぜか。
- 事務局 分担金と負担金では内容は同様であるが、賦課の法根拠、区域が異なる。分担金の徴収率が低いのは、広い敷地を持つ法人の滞納によるもので、分割での納付をされている。
- 委員 使用料の収納額は上がっているが、収納率について説明を。
- 事務局 上下水道料金お客様センターに委託をし、かなりの努力をして現年度分の収納率は上がっている。ただし、滞納などの過年度分については分割納付もあることから、収納率を一気に上げるのは難しい。
お客様センターができるまでの滞納整理は職員がしており、主に昼間の対応になっていたが、お客様センターに委託したことで、滞納者の生活サイクルに合わせて、夜間、休日の対応だけでなく、給料の支給される頃の夜間などの集中対応ができています。
過年度分の収納率を急激に上げるのは難しいが、過年度分が増えないよう、小額の滞納であってもそこから滞納が増えていくので、できるだけ早期に対応している。
下水道使用料は公債権であり、滞納債権対策課に債権を移管し、差押え

をするなど、公平感を持っていただけるようにしている。

委員 土山の認可変更業務の内容は。

事務局 供用開始から年数の経ったオー・デュ・ブールの改修についての土山処理区処理場長寿命化計画があるが、事業認可は、新設だけでなく、長寿命化の改修も含めて、概ね7年先までの事業についての事業区域、事業費用の計画であり、概ね7年ごとに認可の変更が必要となる。

下水道事業では維持管理も補助事業となる部分があることから、認可計画に入れて、改修工事に係る補助金を申請することになる。

今年度は土山処理区と流域関連下水道の認可変更だが、年度がずれて信楽の下水道も同様に認可変更がある。

委員 口座振替の利用率は。

事務局 公共下水道使用料では80.25%、農業集落排水施設使用料では89.55%となっている。

委員 下水道の、特に本管が通っている箇所、騒音や振動が激しいところもある。

事務局 舗装やマンホールの段差などについて、通報のあった場所や、パトロールや道路通行時に職員が気付いた場所は、情報を集約して現場確認をし、早急な修繕を行うようにしている。

委員 修繕の悪い箇所もある。

事務局 面整備後、建築物の建築のための公共ますの設置について、市の発注工事だけでなく、個人が発注される工事がある。いずれも注視しており、指摘の場所については、施工業者に早急な本復旧の指導をしている。

委員 工事、委託の施行方法は。また、落札率や入札不調の状況は。

事務局 ほぼ指名競争入札で、信楽での推進工事については一般競争入札を採っている。処理場やポンプ場等の施設での電気設備関係などでは業者が1者に限られるものがあり、随意契約にて施行している。

工事の落札率は、85%から96%程度で、入札の不調は1件となっている。

事務局 ③平成28年度甲賀市下水道事業会計予算（案）について
資料3、参考資料に基づき説明

委員 流域下水道維持管理負担金の単価が変わった理由は。

事務局 流入量が増えることで、施設での処理効率が上がり処理単価が下がると考えられる。

5年の計画期間で、維持管理負担金に余りがあれば市町に戻ってくる。

委員 収支計画で消費税の増税は見込んでいないのか。また、利益剰余金についてはどうするのか。

事務局 増税によって使用料収入の増加はあるが、下水道事業は最終消費者では

なく、増税による収入増加分は消費税として納税することから、比較しやすいように8%のままで作成している。

利益剰余金については計画の最終年度で1億4600万円を見込んでいるが、全体事業費から考えると、建設改良積立金にするまでの額ではなく、単年度の事業の中で起こることに対応できるように、積み立てることなく剰余金として持っている方がよいと考えている。

委員 資産の中で、無形資産の流域下水道施設の施設利用権として昭和47年から支払った建設負担金分とあるが、どういったものか。また、無形のものも減価償却され、償却期間が終われば施設利用権もなくなってしまうのか。

事務局 草津に処理場がある流域下水道は県が建設し、それを11市町で利用している。その中で甲賀市では10.07%の建設費用を負担している。つまり、施設の10.07%が甲賀市のための施設であるということで、その施設の減価償却であると考えていただくと分かりやすくなる。

委員 県に対する甲賀市の負担金は変わらないのか。

事務局 建設負担金については、流域下水道の全体事業費の増減はあるが、負担率は変わらない。この負担率を変えようとする、市町間の利害関係の調整が困難であり、現状の率で継続している。維持管理負担金については使用量に応じて支払うこととなる。

委員 維持管理負担金が上がると、使用料の計算単価も上げていかないといけないのか。

事務局 下水道は、公共用水域の水質保全や、住環境の改善という公共的な使命を合わせ持っていることから、受益者だけに負担いただくのではなく、一般会計からのルールに基づいた繰入金がある。そのため、すぐに使用料を上げるのではなく、こういったことも加味して判断いただくことになる。

委員 一般会計からの補助金、出資金があるが、将来の開発計画によって下水道が必要となるエリアの整備にも配慮して積算されているのか。

事務局 繰入金については、基準内は総務省のルールに、基準外は甲賀市のルールに基づいている。

下水道の事業計画ではなく、市の計画で下水道が必要になる場合には、その下水道整備に係る費用を一般会計が負担する項目が、基準外の甲賀市ルールには設けてある。

委員 繰入金が前年度から減っているが。

事務局 繰入金は工事費にも影響されるが、債務償還額と使用料収入額の要素もある。繰入金の積算には、使用料という引き算部分もあるため、基準内、基準外のそれぞれのルールで算出すると、結果としてこの金額になる。前年比較で減ったとしても、単純に削られたものではない。

委員 毎年は難しいが、社会情勢が変わっていくので5年おきぐらいで繰入金のルールを見直すことは。

事務局 今年度は普通会計で、初めて来年度から企業会計になる。一旦予算を組

んで実施するが、今、考え得る部分とは違うところで差異が出てくるかもしれない。社会情勢が大きく変わり、経営に影響が出ることも考えられる。ルールを決めたら変更しないということではなく、様々な状況を加味して、双方協議となると考えている。逆に、一般会計の状況、甲賀市の状況もどう変わるかわからない。

委員 予測がつかないことも出てくるかもしれない。

事務局 財政当局にも、審議会で見解があったことを伝えておきたい。

事務局 ④汚水処理施設整備構想について
資料4に基づき説明

委員 下水道については一般会計からの繰入があるが、合併浄化槽区域に変更する地域について、不公平とならないようにしてもらいたい。

事務局 浄化槽には下水道のような使用料はないが、法定点検手数料や電気代がかかる。そこで面整備を実施される地域には、年間2万円程の維持補助金を出すことを考えている。

議会への説明をしていく中で、同じような意見を承っている。これだけの地域を見直すため、十分加味していく必要があると考えている。

委員 具体的にはどうされるのか。

事務局 金額、法定点検の経費、汚泥引抜の助成など様々なことが考えられるが、具体的なことを言える段階になっていない。

聞いている様々な意見を含んだ上で、合併浄化槽区域への変更を検討している地域への説明をし、意見を伺いたいと考えている。

人口が減少していく中で集合処理が有効なのかという観点から大胆に見直しをしており、地域の皆様とも問題意識を共有していきたい。

公平性の担保についても様々な議論があるが、理解いただけるように協議を進めていきたい。

委員 この汚水処理施設整備構想は県で公表されるのか。

事務局 県で、県下全域の構想見直しを集約し、全体の計画を公表され、一括してパブリックコメントを募集される。

その前の市の決定には地域の同意が必要と考えているので、関係する地域への説明、協議を進めていく。

委員 合併浄化槽を作った後、高齢化が進む中、水質調査や汚泥引抜に費用がかかるため、管理が徹底できるかどうか。環境汚染の問題も踏まえて検討し、進めてもらいたい。

委員 合併浄化槽区域に変更を検討する地域は、地形的にも、住宅が点在していることから整備が難しいのでは。

事務局 道に管渠を入れていく集中合併浄化槽ではなく、一軒ずつ、個別で合併浄化槽を設置し、個別での汚水処理を進めていく方向で考えており、そのために設置の際の上乗せの市単独の補助や、設置後の維持管理の助成につ

いて考えている。

新規設置だけでなく、更新や、単独浄化槽から合併浄化槽への変更についても、国・県の補助がなければ市単独で支援することになる。

また、企業や事業所には、一般家庭のような国県の補助がないため、同様に市単独で支援することを検討している。

委員 補助制度があれば幾分か負担が軽減される。

事務局 設置費の全額補助というわけではなく、受益者負担金分程度は浄化槽の設置者にも負担いただくものと考えている。

多羅尾で面整備を進めておられるが、地域がまとまると数があり、業者も工事しやすいことから、工事負担も軽減されているようである。できれば地域がまとまって面整備に取り組んでいただきたい。

委員 農業集落排水の公共下水道への接続も10年を目途にされるのか。

事務局 基本的には10年を目途にしたいが、合特法（下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特別措置法）の関係もあるため、10年でできるということにはならない。

委員 大戸川ダムの問題が報道されていたが、下水道に関しては信楽では水源地域対策特別措置法が適用されていると思う。これから整備する地域に水特法にかかるエリアがあるのであれば、それを踏まえて事業をしていかなければいけない。

事務局 大戸川ダムについてはどのように動くかは分からないが、下流府県は利水に関しての負担がある。個別事業にではなく、全体として下水道整備をするための負担額で、今までの雲井学区での事業にも使っており、処理場にも多く使っている。残りは3、4千万円程しかないが、信楽の下水道整備を進めていく上で、権利は主張していく。

○会議内容の公開、非公開の決定について

事務局 当審議会は市の附属機関にあたるため公開が原則。今回の会議内容についても皆さんのご意見を伺いながら公開に向けて考えていく。

本日の資料には個人情報で非公開にしなければならない内容は含まれていないが、資料4についてはこれから関係する地域、機関との調整が必要な案件であるため、非公開として取り扱いを注意していただきたい。

その他はすべて公開とし、前回同様、発言者は個人名ではなく、委員として議事録の公開を考えている。

委員 了解

以上